

(議決事項 4)

第 2 回 経 営 委 員 会
平成 2 9 年 1 0 月 2 日

年度計画の変更について

独立行政法人通則法第 3 1 条第 1 項に規定される年度計画について、議決事項 3 により申請する中期計画の変更が厚生労働大臣に認可されることを前提に、平成 2 9 年 1 0 月 2 日から、別紙のとおり変更したい。

なお、本件議決の上は、独立行政法人通則法第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣あて届出を行う。

【参考】独立行政法人通則法（抜粋）

第 3 1 条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第 1 項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（中略）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

年金積立金管理運用独立行政法人平成29年度計画の一部を次のとおり変更する。

平成29年10月2日変更
理事長 高橋 則広

新	旧
年金積立金管理運用独立行政法人 平成29年度計画 平成29年3月31日届出 変更：平成29年10月2日届出 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成29年度計画を次のとおり定める。 平成29年3月31日 年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。	年金積立金管理運用独立行政法人 平成29年度計画 平成29年3月31日届出 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の平成29年度計画を次のとおり定める。 平成29年3月31日 年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。

新	旧
また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号）（以下「積立金基本指針」という。）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、平成２９年度中に少なくとも１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 ２．国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人	また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号）（以下「積立金基本指針」という。）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（<u>年金積立金管理運用独立行政法人</u>、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、平成２９年度中に少なくとも１回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。 <u>また、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１１４号）について、ガバナンス改革を実効性あるものにするため、施行に向けて適切に準備を進め、円滑な施行を目指し、施行の際には本計画に必要な見直しを行う。</u> （参考）中期計画
2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人	2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１０４号）による年金積立金管理運用独立行政法人法（平成１６年法律第１０５号。以下「法」という。）の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成２９年１０月１日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人

新	旧
の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができる。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。 3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1)、(2) (略) (3) 運用手法 ① 運用手法については、<u>新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。</u>	の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができる。 本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1)、(2) (略) (3) 運用手法 ① 運用手法については、<u>例えば、初めて取り組む手法やその運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切なリスク管理を行う。</u>

新	旧
②～⑦ (略) (4) 運用対象の多様化 ① 新たな運用対象については、<u>被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。</u> ② (略) (5)、(6) (略) 4. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>監査委員会</u>及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームペー	②～⑦ (略) (4) 運用対象の多様化 ① 新たな運用対象については、<u>例えば、その運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。</u> ② (略) (5)、(6) (略) 3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>監事</u>及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情

新	旧																														
ジで情報を公開する。 (6) (略) (7) 運用受託機関等の選定等に関しては、<u>経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。</u> <u>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表するための所要の手続きを進める。</u> <u>加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。</u> 5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>35%</td><td>25%</td><td>15%</td><td>25%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±10%</td><td>±9%</td><td>±4%</td><td>±8%</td></tr></table> (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他<u>経営委員会</u>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%	報を公開する。 (6) (略) (7) 運用受託機関等の選定については、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に<u>運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。</u> <u>加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。</u> 4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>資産構成割合</td><td>35%</td><td>25%</td><td>15%</td><td>25%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±10%</td><td>±9%</td><td>±4%</td><td>±8%</td></tr></table> (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他<u>運用委員会</u>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																											
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																											
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																											
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																											

新	旧
の議を経て決定するもの) は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。 (2) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、<u>経営委員会</u>の審議を経て<u>議決を行い</u>、変更する。 <u>6. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</u> (1) (略) (2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。	の議を経て決定するもの) は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。 (2) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、<u>必要に応じ、運用委員会</u>の審議を経て、変更する。 <u>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</u> (1) (略) (2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

新	旧
また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ①、② （略） ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年２回の報告を求める。ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のスチュワードシップ責任（<u>機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。以下同じ。）</u>に係る取組状況について、<u>管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメント</u>を通じた評価を行う。 ④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２８日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。 さらに、アセットオーナーである<u>管理運用法人</u>と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場として企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との	また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ①、② （略） ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年２回の報告を求める。ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組状況について、法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。 ④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２８日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（<u>機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）</u>）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。 また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。

新	旧
継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国株式運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。 (3)、(4) (略) <u>7. 管理及び運用能力の向上</u> (1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① (略) ② 高度で専門的な人材の<u>管理運用</u>法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。 ③、④ (略) ⑤ 専門人材の強化等については、<u>経営委員会の適切な監督の下</u>、推進する。 (2) (略) <u>8. 調査研究業務</u>	さらに、アセットオーナーである当法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場として企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォーラムを開催し、外国株式運用受託機関のスチュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。 (3)、(4) (略) <u>6. 管理及び運用能力の向上</u> (1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① (略) ② 高度で専門的な人材の法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。 ③、④ (略) ⑤ 専門人材の強化等については、<u>適宜、運用委員会へ報告するとともに意見を踏まえ</u>推進する。 (2) (略) <u>7. 調査研究業務</u>

新	旧
(1) 調査研究業務の充実 ① 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、<u>管理運用法人</u>の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。 ② (略) ③ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを<u>管理運用</u>法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。 ④ (略) (2) (略)	(1) 調査研究業務の充実 ① 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、法人職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。 ② (略) ③ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。 ④ (略) (2) (略)
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 (略) 2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 (略) 2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門

新	旧
的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき平成29年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成28年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、<u>管理運用法人</u>の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の<u>7</u>の（1）により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。 3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により<u>管理運用法人</u>が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 4 （略） 第3 （略）	的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき平成29年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成28年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、<u>法人</u>の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の<u>6</u>の（1）により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。 3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。 4 （略） 第3 （略）

新	旧
第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5～第8 (略) 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1)～(3) (略) (4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関する制約に<u>関して</u>適切な運用を行う。 2. <u>監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</u> <u>監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の</u>	第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5～第8 (略) 第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1)～(3) (略) (4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役員の再就職に関する制約に<u>係る規程の</u>適切な運用を行う。 2. <u>監事の機能強化等によるガバナンス強化</u> <u>基本の方針に基づき整備した監事の機能強化等を行うための体制をさらに</u>

新	旧
定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、<u>監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。</u> 3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、<u>管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認</u>を日常的に行う。 運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。 4～6 （略）	<u>活用し、監事の機能の実効性を向上させる。</u> 3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に<u>確認</u>を行う。 運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。 4～6 （略）

(新)

別表 1

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	(単位:百万円) 29年度計
収入				
年金特別会計厚生年金勘定寄託金	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金	-	4,700	-	4,700
厚生年金勘定より受入	-	-	8,182,416	8,182,416
国民年金勘定より受入	-	-	540,909	540,909
投資回収金	-	-	2,742,877	2,742,877
総合勘定より償還金受入	1,150,791	276,741	-	1,427,532
総合勘定より国庫納付金受入	1,106,568	208,777	-	1,315,345
運用収入	-	-	6,605,932	6,605,932
雑収入	-	-	175	175
総合勘定より分配金受入	<u>6,106,489</u>	<u>379,991</u>	-	<u>6,486,480</u>
計	8,363,848	870,210	18,072,309	27,306,366
支出				
一般管理費	-	-	<u>881</u>	<u>881</u>
業務経費	-	-	<u>118,200</u>	<u>118,200</u>
総合勘定へ繰入	8,182,416	540,909	-	8,723,325
投資	-	-	8,723,500	8,723,500
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	1,106,568	1,106,568
国民年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	208,777	208,777
年金特別会計厚生年金勘定納付金	1,106,568	-	-	1,106,568
年金特別会計国民年金勘定納付金	-	208,777	-	208,777
厚生年金勘定へ償還金繰入	-	-	1,150,791	1,150,791
国民年金勘定へ償還金繰入	-	-	276,741	276,741
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還	1,150,791	-	-	1,150,791
年金特別会計国民年金勘定寄託金償還	-	276,741	-	276,741
厚生年金勘定へ分配金繰入	-	-	<u>6,106,489</u>	<u>6,106,489</u>
国民年金勘定へ分配金繰入	-	-	<u>379,991</u>	<u>379,991</u>
計	10,439,774	1,026,427	<u>18,071,937</u>	<u>29,538,139</u>

【人件費の見積もり】
期間中総額1,703百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員給与（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。
（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(旧)

別表 1

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	(単位:百万円) 29年度計
収入				
年金特別会計厚生年金勘定寄託金	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金	-	4,700	-	4,700
厚生年金勘定より受入	-	-	8,182,416	8,182,416
国民年金勘定より受入	-	-	540,909	540,909
投資回収金	-	-	2,742,877	2,742,877
総合勘定より償還金受入	1,150,791	276,741	-	1,427,532
総合勘定より国庫納付金受入	1,106,568	208,777	-	1,315,345
運用収入	-	-	6,605,932	6,605,932
雑収入	-	-	175	175
総合勘定より分配金受入	<u>6,106,647</u>	<u>380,001</u>	-	<u>6,486,648</u>
計	8,364,006	870,219	18,072,309	27,306,534
支出				
一般管理費	-	-	<u>804</u>	<u>804</u>
業務経費	-	-	<u>118,117</u>	<u>118,117</u>
総合勘定へ繰入	8,182,416	540,909	-	8,723,325
投資	-	-	8,723,500	8,723,500
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	1,106,568	1,106,568
国民年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	208,777	208,777
年金特別会計厚生年金勘定納付金	1,106,568	-	-	1,106,568
年金特別会計国民年金勘定納付金	-	208,777	-	208,777
厚生年金勘定へ償還金繰入	-	-	1,150,791	1,150,791
国民年金勘定へ償還金繰入	-	-	276,741	276,741
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還	1,150,791	-	-	1,150,791
年金特別会計国民年金勘定寄託金償還	-	276,741	-	276,741
厚生年金勘定へ分配金繰入	-	-	<u>6,106,647</u>	<u>6,106,647</u>
国民年金勘定へ分配金繰入	-	-	<u>380,001</u>	<u>380,001</u>
計	10,439,774	1,026,427	<u>18,071,946</u>	<u>29,538,148</u>

【人件費の見積もり】
期間中総額1,631百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員給与（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。
（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(新)

別表 2

平成29年度の収支計画

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	29年度計
収益の部	<u>6,106,489</u>	<u>379,991</u>	6,605,932	<u>13,092,412</u>
経常収益	-	-	6,605,932	6,605,932
資産運用収益	-	-	6,605,932	6,605,932
事業外収益	-	-	-	-
雑益	-	-	-	-
総合勘定分配金収入	<u>6,106,489</u>	<u>379,991</u>	-	<u>6,486,480</u>
費用の部	-	-	6,605,932	6,605,932
経常費用	-	-	<u>119,452</u>	<u>119,452</u>
業務経費	-	-	<u>118,463</u>	<u>118,463</u>
業務経費	-	-	<u>117,790</u>	<u>117,790</u>
賞与引当金繰入	-	-	<u>257</u>	<u>257</u>
退職給付費用	-	-	<u>52</u>	<u>52</u>
減価償却費	-	-	363	363
一般管理費	-	-	<u>988</u>	<u>988</u>
一般管理費	-	-	<u>736</u>	<u>736</u>
賞与引当金繰入	-	-	<u>21</u>	<u>21</u>
退職給付費用	-	-	184	184
減価償却費	-	-	48	48
財務費用	-	-	1	1
繰入前利益	-	-	<u>6,486,480</u>	<u>6,486,480</u>
厚生年金勘定分配金繰入	-	-	<u>6,106,489</u>	<u>6,106,489</u>
国民年金勘定分配金繰入	-	-	<u>379,991</u>	<u>379,991</u>
当期利益金（△当期損失金）	<u>6,106,489</u>	<u>379,991</u>	-	<u>6,486,480</u>

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(旧)

別表 2

平成29年度の収支計画

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	29年度計
収益の部	<u>6,106,647</u>	<u>380,001</u>	6,605,932	<u>13,092,580</u>
経常収益	-	-	6,605,932	6,605,932
資産運用収益	-	-	6,605,932	6,605,932
事業外収益	-	-	-	-
雑益	-	-	-	-
総合勘定分配金収入	<u>6,106,647</u>	<u>380,001</u>	-	<u>6,486,648</u>
費用の部	-	-	6,605,932	6,605,932
経常費用	-	-	<u>119,284</u>	<u>119,284</u>
業務経費	-	-	<u>118,372</u>	<u>118,372</u>
業務経費	-	-	<u>117,724</u>	<u>117,724</u>
賞与引当金繰入	-	-	<u>251</u>	<u>251</u>
退職給付費用	-	-	<u>34</u>	<u>34</u>
減価償却費	-	-	363	363
一般管理費	-	-	<u>910</u>	<u>910</u>
一般管理費	-	-	<u>659</u>	<u>659</u>
賞与引当金繰入	-	-	<u>20</u>	<u>20</u>
退職給付費用	-	-	184	184
減価償却費	-	-	48	48
財務費用	-	-	1	1
繰入前利益	-	-	<u>6,486,648</u>	<u>6,486,648</u>
厚生年金勘定分配金繰入	-	-	<u>6,106,647</u>	<u>6,106,647</u>
国民年金勘定分配金繰入	-	-	<u>380,001</u>	<u>380,001</u>
当期利益金（△当期損失金）	<u>6,106,647</u>	<u>380,001</u>	-	<u>6,486,648</u>

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(新)

平成29年度の資金計画

別表 3 (単位:百万円)				
	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	29年度計
資金収入	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 833</u>	<u>5, 614, 410</u>
前年度よりの繰越金	-	-	-	-
業務活動による収入	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 833</u>	<u>5, 614, 410</u>
年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入	-	4, 700	-	4, 700
厚生年金勘定からの受入による収入	-	-	-	-
国民年金勘定からの受入による収入	-	-	4, 700	4, 700
総合勘定からの償還金の受入による収入	1, 150, 791	276, 741	-	1, 427, 532
総合勘定からの国庫納付金受入による収入	1, 106, 568	208, 777	-	1, 315, 345
投資回収金収入	-	-	2, 742, 877	2, 742, 877
運用事業収入	-	-	<u>119, 081</u>	<u>119, 081</u>
その他の業務収入	-	-	175	175
投資活動による収入	-	-	-	-
敷金・保証金回収による収入	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-
資金支出	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 833</u>	<u>5, 614, 410</u>
業務活動による支出	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 703</u>	<u>5, 614, 281</u>
資金運用の投資による支出	-	-	4, 875	4, 875
一般管理費支出	-	-	<u>866</u>	<u>866</u>
業務経費支出	-	-	<u>118, 085</u>	<u>118, 085</u>
総合勘定への繰入による支出	-	4, 700	-	4, 700
厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	1, 106, 568	1, 106, 568
国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	208, 777	208, 777
厚生年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	1, 150, 791	1, 150, 791
国民年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	276, 741	276, 741
寄託金償還による支出	1, 150, 791	276, 741	-	1, 427, 532
国庫納付金による支出	1, 106, 568	208, 777	-	1, 315, 345
投資活動による支出	-	-	53	53
固定資産取得による支出	-	-	53	53
敷金・保証金支払による支出	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	77	77
次年度への繰越金	-	-	-	-

(注1) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2) 投資回収金収入には寄託金償還にあてるための財投債の売却代金を含む。

(旧)

平成29年度の資金計画

別表 3 (単位:百万円)				
	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	29年度計
資金収入	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 674</u>	<u>5, 614, 251</u>
前年度よりの繰越金	-	-	-	-
業務活動による収入	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 674</u>	<u>5, 614, 251</u>
年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入	-	4, 700	-	4, 700
厚生年金勘定からの受入による収入	-	-	-	-
国民年金勘定からの受入による収入	-	-	4, 700	4, 700
総合勘定からの償還金の受入による収入	1, 150, 791	276, 741	-	1, 427, 532
総合勘定からの国庫納付金受入による収入	1, 106, 568	208, 777	-	1, 315, 345
投資回収金収入	-	-	2, 742, 877	2, 742, 877
運用事業収入	-	-	<u>118, 921</u>	<u>118, 921</u>
その他の業務収入	-	-	175	175
投資活動による収入	-	-	-	-
敷金・保証金回収による収入	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-
資金支出	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 674</u>	<u>5, 614, 251</u>
業務活動による支出	2, 257, 359	490, 219	<u>2, 866, 544</u>	<u>5, 614, 121</u>
資金運用の投資による支出	-	-	4, 875	4, 875
一般管理費支出	-	-	<u>790</u>	<u>790</u>
業務経費支出	-	-	<u>118, 002</u>	<u>118, 002</u>
総合勘定への繰入による支出	-	4, 700	-	4, 700
厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	1, 106, 568	1, 106, 568
国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	208, 777	208, 777
厚生年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	1, 150, 791	1, 150, 791
国民年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	276, 741	276, 741
寄託金償還による支出	1, 150, 791	276, 741	-	1, 427, 532
国庫納付金による支出	1, 106, 568	208, 777	-	1, 315, 345
投資活動による支出	-	-	53	53
固定資産取得による支出	-	-	53	53
敷金・保証金支払による支出	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	77	77
次年度への繰越金	-	-	-	-

(注1) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2) 投資回収金収入には寄託金償還にあてるための財投債の売却代金を含む。

改正法施行に伴う平成29年度計画予算の変更について（説明資料）

当初計画

変更後

増要因
(改正法施行に伴う新たな経費)

一般管理費

人件費
一般的物件費
高度専門人材採用経費
外部監査費用
等

804百万円



881百万円

77百万円増

- ・人件費(経営委員会・監査委員会事務室)
- ・謝金(弁護士、公認会計士)
- ・レイアウト変更・什器等経費
- ・業務リスク管理関係帳票改定支援等

※監事廃止、運用委員会廃止に伴う不用額を含む。

業務経費

人件費
情報端末・分析ツール
税務・調査研究
運用業務コンサルティング
等

118,117
百万円



118,200
百万円

83百万円増

- ・人件費(役員報酬)
- ・運用専門職員の退職手当
- ・人件費(経営委員会・監査委員会事務室)
- ・情報端末借料
- ・PC等追加費用 等

※監事廃止に伴う不用額を含む。